

しが職業能力開発推進プラン(原案)に対して提出された意見・ 情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

令和3年(2021年)12月20日(月)から令和4年(2022年)1月21日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「しが職業能力開発推進プラン(原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、4名(市町、団体を含む)の方から、9件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
表紙・目次	—
第1章 プランの策定にあたって	—
第2章 滋賀県の職業能力開発を取り巻く現状と課題	2件
第3章 基本理念・基本方針・基本目標	—
第4章 職業能力開発の基本的施策	4件
第5章 プランの推進に向けて	—
全体	3件
合計	9件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

No	頁	意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
第2章 滋賀県の職業能力開発を取り巻く現状と課題			
1	19	<p>現状の課題として、高等技術専門校の入校率が低調で推移していることや、就職率が80%未満で推移している状況を鑑み、求職者等にとって魅力があり、企業ニーズに合致した即戦力となり得る人材育成ができるよう、単なるカリキュラムの見直しにとどめるのではなく、既存施設（テクノカレッジ米原・草津）の在り方を踏まえ、改築など積極的な機能強化を検討いただきたい。</p>	<p>御意見にあるように、求職者および企業のニーズに合致した訓練やその訓練に必要な施設や機器の整備等が必要であると考えます。</p> <p>特に今後育成が急務となるデジタル人材については、デジタル機器の整備や職業訓練指導員の資質向上等も必要となることから、具体的な取組項目としてこのプランに掲げたところです。（プランP33、P40、P47）</p> <p>今後、企業や教育現場のニーズ等の把握に努め、必要な職業訓練の内容、規模等を見定め、職業能力開発審議会の御意見も伺いながら、高等技術専門校のあり方を引き続き検討してまいります。</p>
2	19	<p>滋賀県高等技術専門校のカリキュラムは、求職者や地元企業のニーズに合致しているか。その判断は入校率、就職率等に基づいて客観的に行っているか。</p> <p>また、近隣の類似施設（滋賀職業能力開発促進センター、職業能力開発短期大学校）と重複していないか。専門校の指導員を維持することが目的となっていないか。指導員が理解できる範囲を前提として、毎年同じカリキュラムとなっていないか。</p> <p>加えて、建物整備や耐震基準やバリアフリー、ジェンダーレスに対応しているか。</p> <p>これらを検証したうえで、施設やカリキュラムの整理・統合を含めて、総合的な見地から予算の設定・確保をすることが県政・県民にとって最も重要であると思慮する。</p> <p>また検証に当たっては、事業調査を実施するとともに、求職者、企業のニーズにあったカリキュラムを実施するため、企業のニーズ調査を実施してはどうか。</p>	<p>高等技術専門校のカリキュラムについては、例えば、プランP34の「企業や求職者のニーズに応じた職業訓練の実施のための連携」に記載のとおり、企業の意見や求人情報、求職者のニーズをもとに編成しています。また必要に応じて、高等技術専門校の指導員が研修を受講し、技能や知識の向上を図りながら、訓練を行っています。</p> <p>さらに、県内における職業訓練が効果的に実施されるよう、滋賀労働局が主催する地域訓練協議会等において、関係機関と訓練内容や期間等を調整しています。</p> <p>施設整備については、安心して訓練を受けていただけるよう、今後も必要となる施設の改修や機器整備等に努めてまいります。</p> <p>引き続き、求職者や企業等の意見を聞きながら、職業訓練の充実を図り、入校者の確保や就職支援に向けて、高等技術専門校の運営に関し必要となる予算を確保してまいります。併せてプラン第5章の「2 プランの推進体制と進捗管理」に記載したとおり、各種取組については、その成果や課題を毎年度滋賀県職業能力開発審議会に報告し、評価・検証を行ってまいります。</p>

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 職業能力開発の基本的施策			
3	29	技能検定受検手数料について、国の制度改正により、収入のない高校生等の学生への減額支援が無くなり、受検者数の減少が想定される。受検する級を問わず、一定年齢以下の者に対して、手数料を減額する等、国の制度を超えた検定受検環境の整備を期待する。	国の制度改正により、従来 35 歳未満の受検者を対象に実施していた受検手数料の一部減免が 25 歳未満の在職者に限定されることとなりますが、県としては、若いうちから技能検定等を通じて、技能に関心を持つことが技能継承や技術向上のためには必要と考えています。令和 4 年度においては、25 歳未満の学生等に対し、滋賀県職業能力開発協会を通じて、県独自で支援を行うことにより、技能検定の受検促進に取り組んでまいります。
4	32	優秀技能者を表彰することで、その後の技能研鑽への意欲向上等に繋がるため、表彰制度について、より一層工夫した広報・周知を行うとともに、競技大会等への参加に向けた環境整備を期待する。	例えば、おうみ若者マイスターとして認定した優秀技能者が、県内高校等を訪問し、技能振興活動を行うことで、本人の技能研鑽の意欲向上だけでなく、若者に対する技能尊重の気運醸成に取り組んでいます。 今後も、プラン P32 に記載したとおり、各種表彰事業や被表彰者に技能振興活動に参加していただくことにより、より一層若者への周知・啓発に取り組み、技能競技大会等の参加者の増加や技能習得の意欲向上を図ります。
5	40	「デジタル技術に対応できる」という表記について、「デジタル化された機器を使いこなす」といった狭義の意味に捉えられる。中小企業では、DX に対し、何から取り組めばよいか分からない状況であるため、「企業内で DX を推進する人材の育成」等の広義の意味で捉えられる表記にしてほしい。	「デジタル技術に対応できる」には、単に「デジタル化された機器に対応できる」だけでなく、プラン P24 の基本方針に記載したとおり「ものづくりと IT をつなぎ、現場の生産性向上や製品の高付加価値化に貢献できる」という意味を含んでいると考えています。 御意見を踏まえ、以下のとおり修正するとともに、今後設置予定の高等専門学校や大学等とも連携・協力しながら、企業内で DX を推進する人材育成を進めてまいります。
【原案(P40)】			
ITスキル習得に向けた在職者訓練（技能向上セミナー）の実施			
在職者を対象に、県立高等技術専門学校(米原校舎、草津校舎)において、ITスキル習得に向けた在職者訓練(技能向上セミナー)を実施します。		具体的な取組 ○ITスキル取得に向けた在職者訓練の実施	
【修正後(P40)】			
県内企業のDX推進に向けた支援			
県立高等技術専門学校(米原校舎、草津校舎)において、デジタル技術の習得に向けた在職者訓練(技能向上セミナー)を実施するとともに、先端デジタル技術の利活用に向けた他の教育機関等との連携方策を検討・実施します。 また、県内企業のDXによる新たなビジネスモデルづくりを促進・支援します。		具体的な取組 ○デジタル技術の習得に向けた在職者訓練の実施 ○先端デジタル技術の利活用に向けた、県立高等技術専門学校と他の教育機関等との連携方策を検討・実施 ○企業の経営者層やIT推進リーダーを対象にした、DXの先進事例研究や戦略策定などのプログラムの実施	

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
6	38	<p>就職後の定着に向けて、環境整備を行う等関係部署との一層の連携が重要と考える。</p>	<p>就職後の定着に向けた取組の1つとして、働き方改革の推進は重要と考えており、プランP38の「多様な人材の活躍促進に向けた働き方改革の推進」に記載のとおり、社会保険労務士と連携して取組を進める等、県内企業の環境整備を進めているところです。</p> <p>また高等技術専門校では、訓練生の就職後、必要に応じて、就職先企業担当者や訓練生に対して、面談する等、意見交換を行っています。特に、総合実務科の障害者については、就職後1年間、複数回訪問し、定着に向けた丁寧な支援に努めており、数値目標としても障害者の就労1年後の定着率として90%を掲げたところです。</p> <p>今後もさらなる定着に向けて、関係機関と連携し取り組んでまいります。</p>
全体			
7		<p>今年度、市が実施した事業者向けアンケート結果によると、事業所全体の40%以上、特に製造業では50%以上の事業所から、「今後、特に重点的に取り組みたい経営課題」は、「人材の確保(人手不足)・育成」であるという回答があった。</p> <p>生産年齢人口の減少が進行する中、市(県)の産業が持続的に発展するためには多様な人材が活躍できるための環境整備および人材育成が喫緊の課題であるため、昨今の経済社会情勢等を踏まえながら、県の地域特性を生かした取組を展開いただきたい。</p>	<p>県としても、県内企業の人材確保や育成については、大きな課題として認識しており、本県の産業を支える人材の育成・確保と県民の個々の特性に応じた全員参加型社会の実現に向けた取組が進められるよう、このプランを策定するものです。</p> <p>令和4年度においては、企業の人材確保・活用の取組を総合的に支援し、その結果として求職者等を含め多様な人材に活躍いただけるよう、しがジョブパークの機能強化も図る予定です。</p> <p>引き続き、求職者や企業・経済団体等の意見を聞くとともに、滋賀県職業能力開発審議会において県の各種施策を検証しながら、課題解決に向け取り組んでまいります。</p>
8		<p>本プランは、経済対策なのか。経済対策ならば、現在の政府の方針(デジタル化、カーボンニュートラル・EV化による国際競争力増強と優位性の確保)という方針に合致しているか。</p> <p>また、福祉施策なのか。福祉施策ならば、貧困やハンディキャップを克服する直接的な効果を期待できるのか。</p>	<p>プラン第1章の「2 プランの性格」に記載したとおり、このプランは、企業における人材育成を支援するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリアの形成を支援するため国が策定した「職業能力開発基本計画」に基づき策定するものです。</p> <p>第4章の「社会参加に向けた支援を必要とする者の活躍支援」については、福祉関係部局とも連携して取組を進めますが、基本的には、持続的な経済成長を実現するため、本県の産業を支える人材の育成・確保と県民の個々の特性に応じた全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発施策の基本的方向を示すものです。</p>

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
9		<p>現行プランの成果はどうか。そもそも検証、効果測定は実施されていたか。他の制度との重複、機能不足といったことはないか。</p>	<p>現行プランについては、毎年度、プランに基づく実施状況、数値目標の達成状況、施策の成果や課題等について、滋賀県職業能力開発審議会に報告し、評価、検証を行ってきました。</p> <p>主な成果として、例えば、求人ニーズと求職者ニーズのミスマッチの解消を図るため、高等技術専門校に「ICT 技術科」等の設置を新たに行ったほか、求職者の就労支援に係る環境整備を図るため、しがジョブパークのキャリアカウンセリングコーナーについて土曜日も開所したところです。</p> <p>新しいプランにおいても、第5章の「2 プランの推進体制と進捗管理」に記載したとおり、施策の成果や課題等について同審議会に報告し、評価・検証を行った上で、必要に応じてプランを見直すなど、フォローアップを行います。</p>